

経 第 1 3 3 号
令和3年4月30日

各関係団体の長 様

千葉県商工労働部長
(公印省略)

まん延防止等重点措置適用解除後の催物の開催制限等に係る留意事項
について (通知)

日頃、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に御協力いただきありがとうございます。
でございます。

このことについて、令和3年4月27日、内閣官房から特定都道府県及び重点措置
区域以外の地域における催物の開催制限等に係る留意事項について、通知がありまし
た。

つきましては、現在の要請期間（令和3年4月28日から5月11日まで）以降の
取扱いについて、6月末までを目安として、別添事務連絡（特に別紙1及び別紙2）
を参考とするよう、貴団体の会員に対し、速やかに周知いただきますようお願いいた
します。

なお、今後の感染状況等に応じて取扱いに変更があり得るとともに、5月12日
以降の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請については、今後開催
する千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部にて決定され次第、別途通知しますので、
あらかじめご留意くださるようお願いいたします。

引き続き、感染拡大防止対策に御理解と御協力をお願いいたします。

(連絡先)

千葉県商工労働部経済政策課政策室

電 話 : 0 4 3 - 2 2 3 - 2 7 6 9

E-mail : keisei11@mz.pref.chiba.lg.jp